

令和元年 10 月 11 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

各種予防接種に関する覚書に関する情報提供について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会

会長 菊岡 正和

(公印省略)

「各種予防接種に関する覚書」に関する情報提供について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市を除く市町村の協議会となる神奈川県都市衛生行政協議会並びに神奈川県町村保健衛生連絡協議会と本会との間で、年度当初に「各種予防接種に関する覚書」を締結いたしておりますが、今年度は、10月1日からの診療報酬改定により、初診料282点から288点となることから、各種予防接種の委託料に変更が生じることとなったため、10月1日以降発効される同覚書を別添のとおり締結いたしましたので、情報提供いたします。

なお、風しん第Ⅴ期におけるMRワクチン及び風しん第Ⅴ期における風しん単体ワクチンについては、委託料変更の対象外となりますので、ご承知おきください。

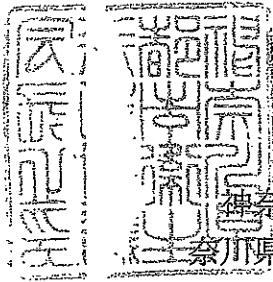
お問い合わせ先

地域保健課 担当：福本

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail k-fukumoto@kanagawa.med.or.jp



各種予防接種に関する覚書

神奈川県都市衛生行政協議会会長 桐ヶ谷 覚 (以下「甲」という。) 及び神奈川県町村保健衛生連絡協議会会長 新倉 利勝 (以下「乙」という。) と神奈川県医師会会長 菊岡 正和 (以下「丙」という。) との間に、次のとおり覚書を定める。

1. 目的

この覚書は、予防接種法 (昭和23年6月30日法律第68号) に基づいて実施する各種予防接種の委託料等について定め、予防接種業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

1 予防接種の種類

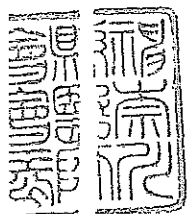
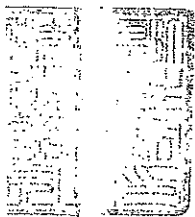
- ①麻しん風しん混合ワクチン予防接種
- ②麻しんワクチン予防接種
- ③風しんワクチン予防接種
- ④日本脳炎ワクチン予防接種
- ⑤二種混合ワクチン予防接種
- ⑥インフルエンザワクチン予防接種
- ⑦BCGワクチン予防接種
- ⑧不活化ポリオワクチン予防接種
- ⑨四種混合ワクチン予防接種
- ⑩三種混合ワクチン予防接種
- ⑪子宮頸がんワクチン予防接種
- ⑫ヒブワクチン予防接種
- ⑬小児用肺炎球菌予防接種
- ⑭水痘予防接種
- ⑮成人用肺炎球菌予防接種
- ⑯B型肝炎予防接種

2. 委託料

1. 各種予防接種委託料 (以下「委託料」という。) は、接種時の年齢に応じた初診料及び技術料の合計金額を基本とする。

なお、必要に応じてワクチン費を含めることとし、この場合の委託料は、初診料、技術料及びワクチン費の合計金額とする (10円未満切り捨て)。

また、麻しん風しん混合予防接種、麻しん予防接種に限り、その委託料に



事務費を含めることができる。この場合の委託料は、初診料、技術料、ワクチン費及び事務費の合計金額とする（10円未満切り捨て）。

2 前号の委託料算出にかかる初診料、技術料、ワクチン費及び事務費の詳細については、次のとおりとする。

① 初診料

初診料は原則として、接種時の年齢に応じて、次のとおりとする。

なお、麻しん風しん混合、麻しん、風しん予防接種のうち、Ⅱ期については3歳以上6歳未満の単価を使用する。

接種時の年齢	単 価	単価内訳		
		初診料	乳幼児加算	乳幼児栄養指導料
3歳未満	4,930円	2,880円	750円	1,300円
3歳以上6歳未満	3,630円	2,880円	750円	
6歳以上	2,880円	2,880円		

② 技術料

すべての接種において、次のとおりとする。

単 価		350円
内 訳	生物学的製剤注射加算	150円
	皮内、皮下及び筋肉内注射料	200円

③ ワクチン費

接種にかかるワクチン費は次のとおりとする。なお、ワクチン費には、ワクチン代の他、ワクチン代に0.1を乗じた額をロス代として含むものとする。

ワクチンの種類	ワクチン費	単価内訳	
		ワクチン代	ロス代
① 麻しん風しん混合	6,710円	6,100円	610円
② 麻しん	3,113円	2,830円	283円
③ 風しん	3,113円	2,830円	283円
④ 日本脳炎	3,575円	3,250円	325円
⑤-1 二種混合(1ml)	1,925円	1,750円	175円
⑤-2 二種混合(0.5ml)	1,430円	1,300円	130円
⑥-1 インフルエンザ(1ml)	1,650円	1,500円	150円
⑥-2 インフルエンザ(0.5ml)	1,859円	1,690円	169円

⑦ BCG	3,300 円	3,000 円	300 円
⑧ 不活化ポリオ	5,995 円	5,450 円	545 円
⑨ 四種混合	7,260 円	6,600 円	660 円
⑩ 三種混合	1,661 円	1,510 円	151 円
⑪ 子宮頸がん	13,200 円	12,000 円	1,200 円
⑫ ヒブ	4,554 円	4,140 円	414 円
⑬ 小児用肺炎球菌	7,920 円	7,200 円	720 円
⑭ 水痘	4,950 円	4,500 円	450 円
⑮ 成人用肺炎球菌	5,211 円	4,737 円	474 円
⑯-1 B 型肝炎(0.5ml)	2,629 円	2,390 円	239 円
⑯-2 B 型肝炎(0.25ml)	2,369 円	2,154 円	215 円

④ 事務費

事務費は、麻しん風しん混合予防接種及び麻しん予防接種のワクチン費を含む委託料にのみ含めることができるとし、当該委託料の初診料及び技術料を合算した額(管理料)に0.24を乗じた額とする(小数点以下四捨五入)。

接種時の年齢	事務費 (管理料×0.24)	A	B	A+B
		初診料	技術料	管理料
3歳未満 【Ⅰ期】	1,267 円	4,930 円	350 円	5,280 円
3歳以上6歳未満 【Ⅱ期】	955 円	3,630 円	350 円	3,980 円
6歳以上	775 円	2,880 円	350 円	3,230 円

3 各種予防接種が予診の結果、何らかの理由で実施されなかった場合の委託料は前号の規定にかかわらず、予診時の年齢に応じた初診料のみを支払うものとする。

ただし、対象者が医療に移行した場合はこの限りでない。

4 丙の各郡市医師会が委託料に係る消費税を納付する場合は、甲及び乙の市町村が負担するものとする。

5 最終的な委託料は、甲及び乙の市町村と丙の各郡市医師会ならびに個別医療機関との契約等により決定するものとする。

3. 委託料の改定等

- 1 委託料は、積算基礎である診療報酬点数等の改定に準じて改定されるものとする。また、ワクチン代は、薬価改定に合わせて改定されるものとする。
- 2 前号の規定にかかわらず、麻しん風しん混合V期予防接種の初診料、技術料、ワクチン費及び事務費並びに風しん予防接種V期の初診料、技術料及びワクチン費については、第4項に規定する適用期間において改定しないものとする。
- 3 委託料の改定については、甲、乙及び丙が協議し決定するものとする。

4. 適用期間

この覚書は令和元年10月1日から令和2年3月31日まで適用する。

なお、この覚書の適用後は、平成31年3月27日付けで締結した、平成31年4月1日から平成32年3月31日までを適用期間とした各種予防接種に関する覚書は、無効とする。

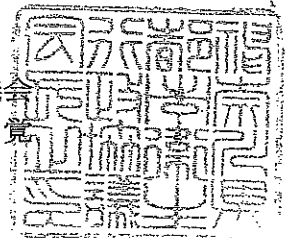
5. その他

この覚書の運用にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議するものとする。

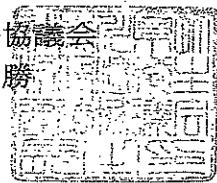
本覚書を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙の各々が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年9月19日

甲 逗子市逗子5-2-16
神奈川県都市衛生行政協議会
会長 桐ヶ谷 寛



乙 三浦郡葉山町堀内2135
神奈川県町村保健衛生連絡協議会
会長 新倉利勝



丙 横浜市中区富士見町3-1
公益社団法人神奈川県医師会
会長 菊岡正

